

第1回税制全体のグリーン化推進検討会

2021年8月11日（水）15:00～17:00

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 検討の進め方について
 - (2) カーボンプライシングの検討状況について
 - (3) 欧州委員会における炭素国境調整措置等の検討について
 - (4) 国内外における税制のグリーン化に関する状況について
3. 閉 会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

- ・ 資 料 1 税制全体グリーン化推進検討会の開催について
- ・ 資 料 2 検討の進め方
- ・ 資 料 3 カーボンプライシングの検討状況
- ・ 資 料 4 欧州委員会における炭素国境調整措置等の検討について
- ・ 資 料 5 国内外税制グリーン化の状況
- ・ 参考資料1 中間整理案

議 事 概 要

1. 検討の進め方について

環境省から資料1、資料2について説明。

2. カーボンプライシングの検討状況について

環境省から資料3、参考資料1について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 経産省が自主的な排出量取引制度を構築するのであれば、環境省がJVETSで培った知見を活用していただきたい。経産省は全国的な制度を考えているのか。海外のボランタリークレジットは全てが十分に検証されたものでないといった問題もあり、国内資金の流出の懸念もある。
- 温対税は成長に資するものと位置付けられているのか。現在の温対税は、価格効果が小さく、財源効果は期待できるとされているが、定量分析によればCO2削減コストは非常に高く、あまり効率的ではない。
- 成長戦略に資するかどうかの判断基準は検討されているのか。環境省のカーボンプライシング小委員会の中間整理案の目次からは、カーボンプライシングがどのようなチャネルを通じて成長に資するか、について議論されているのかが分からない。
- 国内削減だけでなく海外削減も含めて、日本のカーボンニュートラルを目指す方向という理解で正しいか。海外削減は当面は途上国での共同実施などの形をとるだろうが、将来的には日本が吸収クレジットを売る側にならないと、世界全体のニュートラルは達成できないだろう。移行過程で削減クレジットを買うことが必要だとしても、長期的には真のニュートラルを目指していただきたい。

3. 欧州委員会における炭素国境調整措置等の検討について

事務局から資料4について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 近代化基金や社会気候基金に関して、日本でも産業転換等により失業者が生まれるので、非常に参考になる。カーボンプライシングのような制度がないと、こうした基金の原資が捻出できないかもしれない。
- 炭素国境調整措置に関して、WTOルールに整合的といえなくてもEUが制度を実施する可能性が高い。一度導入されてしまうと市場に大きな影響が出るため、制度が導入された場合の対応を検討しておく必要がある。現在対象となっている品目に関して日本企業への

直接的な影響は小さくても、EU の市場を失うことにつながり、また今後対象品目が増えていく可能性もあり、楽観視できない。

- 炭素国境調整措置の迂回防止について、迂回をする企業ではなく、企業が属する国に対し、制裁的な意味で物品の範囲を拡大するという趣旨か。対象品目が拡大すると、当該輸入者だけでなく、別の輸入者や海外の生産者に影響を与え得る。
- 炭素国境調整措置が実現するかは不明だが、何らかの共通的手法が G20 や OECD で議論されていくのではないか。国内でどのような選択肢があり得るのが定まらなければ、国際交渉の場での態度も決まらない。国際的な議論が先行し、日本は合わせざるを得ない状況も考えられる。
- 炭素国境調整措置の対象 5 品目は未加工品のようだが、素材を輸入するとコストがかかるが加工品や最終製品であればコストがかからない場合、経済合理性の観点からは、EU 域外で組立・加工する動きが出てくる。欧州委員会がそれを抜け道と考えるならば、対象が加工品にも広がると予想できる。そうすると、日本でも自動車の輸出などにおいて影響が大きくなる可能性がある。
- 炭素国境調整措置が仮に実現した場合、日本も類似の調整措置を導入し、例えばアジアでの産業や工場の海外移転を抑止する戦略に利用する考えはあるのか。
- EU の取り組みの中で、炭素国境調整措置や自動車の CO2 排出規則のペナルティの水準には根拠があるのか。

4. 国内外における税制のグリーン化に関する状況について

事務局から資料 5 について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 3.5 兆ドル規模の予算決議の現状を伺いたい。1.2 兆ドルの超党派インフラ投資法案と 3.5 兆ドルの予算決議が両方可決される可能性はあるのか。
- EU は、復興基金を設ける際、どのように償還するかをセットで考えている。日本は財政赤字を広げることへの注意方に欠けている。
- EU で炭素国境調整措置が導入されると、炭素価格を EU に払うか、日本においてカーボンプライシングで徴収するかの違いのみになる。このことは、日本のカーボンプライシング導入議論において有効に働く可能性がある。
- EU プラスチック税について、どのようにリサイクルされない廃プラ容器の量を測定しているのか。リサイクルプラントの稼働状況などを見て各国はデータを収集しているのか。

以上